



- 都市交通マスタープラン、都市・地域総合交通戦略、地域公共交通計画は令和4年夏ごろの策定を目指しているが、具体的な施策や事業に関する検討、関係機関等との協議に時間を要していることから、策定期間を次のように変更する

① 都市交通マスタープラン

・・・**令和4年夏ごろの策定を目指す（変更なし）**

➡パブリックコメントまで実施済みであるため、他の2計画よりも先行して計画を策定

第4回協議会：パブリックコメントに対する対応方針に関する協議

第5回協議会：計画案の最終確認

② 都市・地域総合交通戦略及び地域公共交通計画

・・・**令和4年秋ごろの策定を目指す**

➡令和4年5月までに関係機関等との調整等を図る

第5回協議会：両計画素案

第6回協議会：パブリックコメントに対する対応方針に関する協議、
計画案の最終確認

※各協議会開催前には、道路・公共交通検討幹事会を開催予定

- **詳細なスケジュールは次ページを参照**



計画策定に向けた変更スケジュール（案）

